

北九州市長期継続契約を締結することができる契約を定める
条例の運用基準

(平成17年10月20日制定)
(最終改正 令和6年2月1日)

この運用基準は、北九州市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年北九州市条例第49号。以下「条例」という。)の適正な運用を図るため必要な事項を定めるものである。

1 条例第2項関係

(1) 条例で定める契約について、契約期間は次のとおりとする。

条例で定める契約		契約期間
条例第1項第1号		5年以内
条例第1項第2号	機械警備業務委託契約	5年以内
	機械警備業務委託契約以外の契約	1年以内

(2) 条例第2項ただし書の「市長が特に必要があると認める場合」とは、車両の賃貸借契約をいう。

2 契約書等の作成

条例の対象となる契約のうち契約期間が1年を超えるものについては、北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号)第24条第1項第1号の規定にかかわらず、契約書又は契約内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を作成しなければならない。